

奈良時代の土地管理と小字地名的名称

金 田 章 裕

【要約】 八世紀前半ごろに、土地表示の手段として用いられた小字地名的名称は、中頃以後に条里プランが完成し、土地表示の手段としては不必要となった後も、条里呼称に付加される形で使用された。小字地名的名称が付加されていた土地は「田・圃」など、校田対象となり、本来輪租ないし輪地子の部分であった。一方、制度上は園宅地の系譜に含まれる「畠」や、人工の加わった「林」、占有された「原・岡」などには、小字地名的名称が付されていない。小字地名的名称は、八世紀の国家が直接管理した土地に付されたものとみられる。従って、恐らくは七世紀ごろから存在した「寺田」の中には、不輪租地として確立し、小字地名的名称が付されなかった土地も存在した。山背国久世郡弘福寺領や大和国額田寺寺辺の寺田などがその例である可能性が高く、讃岐国弘福寺領・摂津職東大寺領水無瀬荘などは、輪租地と不輪租地の両者で構成されており、阿波国東大寺地は輪租地、同大豆処は不輪租地を基本としたとみられる。近江・越前・越中国の東大寺領は、墾田すなわち輪租田が経営対象であった。これらの輪租田（地）はいずれも、小字地名的名称を有していた。小字地名的名称は従って、単に土地表示の機能のみならず、土地管理行政上の実質的機能を有していたことになる。それが、条里プラン完成以後においても使用された理由であり、同時に地名としては未成熟であった要因でもあろう。

史林 七八巻四号 一九九五年七月

一 小字地名的名称をめぐる視角

(1) 奈良時代における所在地表記

木簡や古文書など、残存する史料には、人々の本貫地や各種の土地の所在が記されたものが含まれている。八世紀中ごろであれば、本貫地は国―郡―里(郷)の名称ないし左・右京の数詞の条・坊で表記されるのが通例であった。土地の場合

は、国・郡・郷名などで表示した上で、さらに面積・四至などを添える例が多い。四至には山・川・谷などの名称や土地の領有者ないし口分田・家・野・林などといった土地利用の状況や性格、あるいは道・溝などの構築物が記されるのが普通であった。

田令口分条によれば、口分田の班給結果につき、「給訖。具録^②町段及四至^①」と規定されており、養老令の制定段階、すなわち養老二年（七一八）ごろにおいては、口分田の記録が面積と四至によって行うべく規定されていたと考えられる。このような様式は、唐代中国の土地表示法と強い類似性を有するものであり、律令の法体系の系譜ともかわるものであろう。

ところが、これらの所在地表記様式のほかに、八世紀ごろには地名もしくは地名的な名称が使用されていた。これらの小字地名の名称とでも表現すべきものには、耕地の性格を示すような普通名詞的なものから、いかにも固有名詞らしいものまで、さまざまなものが含まれており、地名としては必ずしも成熟したものではなかった^③。しかし、土地表示システムの一環として一定の役割を果していたことは事実である。その状況については、すでに条里プランの完成・定着のプロセスにかかわって検討を加えた。まずその点をふり返りつつ、小字地名の名称に関する小稿での検討視角について言及しておきたい。

(2) 土地表示システムと小字地名の名称

条里呼称法による土地表示が出現する最初の例は、天平一五年（七四三）の弘福寺田数帳^④に記載された山背国久世郡の場合であり、その後各国で事例が頻出する。養老七年（七三三）の三世一身法と天平一五年（七四三）の墾田永年私財法の施行^⑤による墾田の急増が、条里呼称法の整備による条里プランの完成の背景にあったとみられる。班田開始以来このころまでの間、校田・班田の際にすべての田を再確認し、再配分することが原則であった。しかし、口分田・乗田の対象とならない墾田を各所に認可するとなれば、それが従前の口分田・乗田ではないことを確認しなければならず、また一旦墾田とし

て認可した以上、それを正確に記録して次の校田・班田の際に混同しないように明確に峻別しなければならない。しかも、このような行政手続きの作業量は、墾田の増大に伴って激増することとなる。この行政実務に対応すべく導入され、整備されたのが統一的・機械的な土地表示システムである条里呼称法であり、それによって条里プランが完成することとなった。^⑥

条里プランの完成時期は、国によって異っていた場合がみられ、初見例は前述のように天平一五年であり、その前年の班田の際に整備された可能性がある。一方遅い例として知られるのは讃岐国の場合であり、天平宝字六年（七六二）ごろと考えられる。^⑦ いずれにしても、八世紀中ごろに相次いで条里プランが完成すると、数詞ないし固有名詞の条・里と、里内の坊と称された三六の区画に付された番号によって、土地表示が行なわれるようになった。ところが、土地表示という目的からすればこれで十分であるにかかわらず、逐一小字地名の名称が付加されているのが、八世紀後半の一般的状況である。このような小字地名の名称は、条里呼称法導入以前において、土地表示の役割そのものを担っていたものと考えられ、条里プランの定着後は次第に使用されなくなったものである。^⑧

この時期前後の土地表示システムの流れを整理すると、郡・郷（里）を上位とした場合、最下位の表示手段を次の様に模式化し得る。

- I. 原初地名
- II. 小字地名の名称
- III. 条里呼称＋小字地名の名称
- IV. 条里呼称
- V. 条里呼称・小字地名、ないし小字地名・条里呼称
- VI. 小字地名

典型的な場合には、I～VIへと順にたどったとみられるが、必ずしも一律にこの過程を経たわけではない。条里呼称導

入以前のⅡの段階ないし導入以後のⅢの段階では、小字地名的名称は、面積一町の方格に対応する形で、原初的な地名が再編されたり、分割されたりした状況を呈している場合が多い(⑥)が、依然として原初的な広がりや状況を示している場合(⑦)もあり、各々の小字地名的名称の面積は極めて多様である。全体としては、その事例が含まれる地域全体の開発の進展度に対応する傾向が見られ、畿内やその周辺では前者(⑥)の小字地名的名称が多く、越中国では後者(⑦)の状況を示す例が多い。越前の一部では、⑧から⑨へと移行している例も見られる。

また、ⅢからⅣへの移行にも、場所によって相当の違いがあるようであり、早い例では平安時代に入るとⅣの例が増加するが、一〇世紀に至ってもⅢの様式を踏襲している場合もある。

Ⅳの条里呼称法の様式には多様性があり、場所によって差異があるのは周知のところである。時期の点から見ると一三世紀ごろから、荘園の条里プランとでも表現すべき、荘園単位の条里呼称が出現する場合もある。⑩に示す通り、Ⅴを経て、あるいはⅤの段階を経ずに、Ⅵの様式となって現在に至る。平安時代にすでにⅥの例があり、遅くとも一六世紀末の太閤検地までには小字地名による表記へと転換する。

以上のような土地表示法の変遷過程の類型化は、現在のところ基本的に修正の要がないであろう。しかしながら、Ⅱの段階で出現し、Ⅲの段階でも使用される小字地名的名称については、さらに若干の検討を加えるべき余地がある。小字地名的名称がどのような土地に付され、それを土地表示に用いたのはいかなる必要性によるものか、といった点である。いうならば、小字地名的名称が、単なる土地表示の手段として役割の他に、何らかの機能を伴っていないかであろうか、という観点にも結び付く。この視角からの検討が、小稿の当面の目的である。まず、個別の事例を再検討することから始めたい。

なお、小字地名的名称として取り扱う対象を、取り敢えず、原則として例えば「柿本田」などといった個別的表現に限定することとし、単に「畠」などといった一般的表現を除くことにしたい。⑪以下においてこの作業基準で各事例の検討を

行ない、その上で改めて用語の内容を定義することになる。

① 『令義解』卷十二。

② 金田章裕『奈良と村落の歴史地理学研究』大明堂 一九八五年、一〇四～一〇七頁（初出は「唐代中国および律令期日本における土地表

示法——奈良呼称法の起源と特性をめぐる初歩的検討——」、『史林』六六一三、一九八三）。

③ 金田、前掲②、五八～五九頁（初出は「奈良プランと小字地名」、

『人文地理』三四一三、一九八二年）。

④ 『大日本古文書（編年）』二、三三五～三三七頁。

虎尾俊哉『班田収授法の研究』吉川弘文館、一九六一年、二九一～

二 八世紀の莊園と小字地名的名称

(1) 弘福寺領讚岐国山田郡田図

天平七年（七三五）の年紀を有する弘福寺領讚岐国山田郡田図（以下山田郡田図と略記）には、第1表のような小字地名的名称が記入されている。^① 同表の上半分は、南北二カ所からなる弘福寺領の南地区であり、各区画ごとに逐一記入されているものの、一例を除いてすべて「津田」という名称であり、例外の一例も「津田西口」というその一部である。田のほかに、「壠・今墾（田）」といった地目ないし、地種がある。総「田数」は八町九八束代であり、ほぼ段当一束五把に相当する租が書き上げられている。やはり集計部分にある「今墾田」と読み得る地目は「并租者丙子年取」と記されており、年次が限定されてはいるものの租が課されていなかった部分であると見られる。この「今墾田」の面積はわずか八九束代（約一段二八一步）に過ぎず、「今墾」と判読し得る計四カ所を合わせた集計とみるには小面積に過ぎるようである。しかも、この四カ所の「今墾」のうち三カ所は、「津田」という小字地名的名称で表現されている田と同様に無彩であり、一カ所

三〇七頁。

⑤ 『統日本紀』養老七年四月一七日、天平一五年五月二七日条。

⑥ 金田、前掲②、一二六～一三六頁。

⑦ 金田章裕『古代日本の景観』吉川弘文館、一九九三年、九～一頁。

⑧ 金田、前掲②、四三～七七頁。

⑨ 金田、前掲②。

⑩ 金田、前掲⑦、二七五～二八六頁（初出は「国図の奈良プランと莊園の奈良プラン」、『日本史研究』三三三二、一九九〇年）。

⑪ 以前の論文では、この区分を明示していなかった。

第1表 讃岐国山田郡弘福寺領の小字地名の名称

弘福寺領讃岐国山田郡田図 (天平7年)		山田郡弘福寺田内校出田注文 (天平宝字7年)		
田	畠 など	条・里・坊	田	
津田 (147)	畠 (100)	8条9里31	池田 (1段160歩)	
津田		10里4	池辺田 (1段140歩)	
津田, 今 <u>鵜</u>		5		
<u>津</u> 田 (4□□), 今 <u>鵜</u>		6		
津田 (1町)		7		
<u>津</u> 田 (1町)		8		
<u>津</u> 田 (150)		今 <u>鵜</u> 田	9	池口田 (4段90歩)
?			17	
?			18	
津田西口 (140)			9条4里36	津田 (3段40歩)
津田, 今 <u>鵜</u>		5里1	長田 (1段170歩)	
田数 (8町98束代)	今 <u>鵜</u> 田 (89束代)			
茅田 (1町)	畠 (50)	12里18		
藪蒔田 (1町)		30	下原田 (50歩)	
畠田 (450)		畠 (40), 畠 (110)	31	垣本田 (1段170歩)
佐布田 (350)			32	
佐布口田 (10)		畠 (100)	33	圃依田 (40歩)
佐布田 (70)		畠 (10), 畠成田 (50), 畠 (90)	34	井門田 (70歩)
佐布田 (87)		畠 (10)	13里3	
畠田 (490)		畠 (240), 今畠 <u>鵜</u> 田 (150)	4	
畠田 (110)			5	
佐布田 (150)			6	
畠田 (1町)			10	
柿本田 (1町)			15	藪田 (70歩)
柿本田 (250)		畠 (10), 今畠 <u>鵜</u> 田 (140)	9条7里13	
藪蒔田 (1町)			24	
造田 (450)		畠 (50)	25	原田 (2段70歩)
尿田 (400)		畠 (100)	36	
角道田 (1町)				
田数 (11町412束代)		畠数 (2町413束代)		

(天平7年の単位は町, 束代)

だけが茶色と白緑で重ね塗りされている状況とは全く異なる。この着色された部分の「今墾」の次には「田」の文字が記されていた可能性がある^②。とすれば、集計部分の「今墾田八九束代」とは、まさしくこの部分を示していることになる^③。この「今墾田」が「田数」に加えられておらず、また着色されていて租が書き上げられていないという点は、次に述べる北地区の「今畠墾田」と全く同様である。

同図北地区でも第1表下半部のように、各区画ごとに小字地名の名称を伴った田が記入されている。そのほかに、「畠」「一カ所」、「今畠墾田」「一カ所」、「畠成田」「一カ所」が記入されており、これらはすべて、集計部分では「畠数」として書き上げられている^④。つまり、これらはすべて取り扱ひの上での畠であり、田の場合は南地区と同様に租が書き上げられているのに対して、畠は租の対象外であったことになる。南地区における「今墾田」と同様に着色されている点にも注意しておきたい。

以上の点からすれば、山田郡田図では、本来租が課されている部分が無彩であり、小字地名の名称を有した田と、「今墾」からなる。一方、租が課されていない部分が彩色のある「畠・今墾田・今畠墾田・畠成田」などであり、「畠」はもとより、「今畠墾田・畠成田」も集計部分では「畠数」に組み込まれている。弘福寺は「三宅」部分や「不活」の部分を除き、田と畠の両者から直米を徴収していたことになるが、田と畠では制度上のあり方が全く異っていたことになる。

山田郡田図に描かれた場所では、天平宝字五年(七六一)の校田の際に、これらの寺領の一部が誤って検出・収公され、翌年に班給されてしまい、恐らく同七年に寺田に復されたとみられる^⑤。その校出田の書き上げと見られる天平宝字七年の山田郡弘福寺田内校出田注文^⑥に記されているのは、第1表右欄の田であり、条里プランに従って表示されているが、すべて小字地名の名称を伴っている。別稿ですでに検討を加えたように^⑦、これらの田は、天平七年段階の小字地名の名称で表示された寺田が区画のすべてではなかった部分、つまり一町未満であった部分において誤認・誤給されたものであった。従って、天平七年の山田郡田図では、「畠」であった部分の多くが誤認・誤給されたことになる。換言すれば、山田郡田

図では不輸租地であり、単に「畠」と記されていた耕地が、校田の際に公田目録に記入され、班給された際には、田として小字地名的名称が付され、その状況が天平宝字七年の校出田注文に表現されていることになる。

この取り扱い状況からすれば、輸租田には小字地名的名称が付され、不輸租地には付されていなかった可能性が高いことになる。しかも、不輸租の畠面積が班田図に記入されていたとすれば、このような誤認は発生し難かったと考えられるから、畠のような不輸租地は校班田の対象外であり、校田図ないし班田図には記されていなかったものである可能性が高い。一方、山田郡田図には、班田の対象外ではあっても「今墾」が輸租地として記されているから、墾田の方は当然図籍の記録に含まれていたことになる。

従って、校班田の対象地ないし墾田を含む輸租地が、校班田記録に記されており、「畠」のようないずれでもない土地は記されていなかったとみられることになる。この事例をみる限り、小字地名的名称を有していたのは、誤認された部分をも含む校班田の対象地であったことになる。

山田郡田図では、小字地名的名称がすべて一区画に一つであり、田の合計面積が記されているのに対し、「畠」の場合は二カ所に分けて記入されている例があることにも注意しておきたい。

(2) 阿波国東大寺領班田図

阿波国名方郡の東大寺領班田図としては、「東大寺図入地卅一町五十歩 天平宝字二年六月廿八日造国司図案」と記入されたものと、「大豆処図」と題されたものが知られている^⑨。以後、前者を国司図案と略称する。両図とも、条里プランの完成・使用開始以前の天平宝字二年(七五八)ごろに原形が作成され、国司図案の方には、承和七年(八四〇)～嘉祥三年(八五〇)ごろに条里呼称と「川」などの文字が追加されたとみられる^⑩。

さて大豆処図には、「大川」河畔の六区画に「畠一町」の文字が記入され、ほかに「川成」が三カ所記入されている。「川成」のうち一カ所は「畠一町」の注記の形となっている。集計部分では「合考拾町 畠五町八段二百歩、川成四町百

六十歩」とされているので、厳密には両者は合致せず、また同図には「畠・川成」などを一旦記入した上で消した跡があるとされる。^⑩

この「畠」について、「耕地としては東大寺がそれからの収益を期待しない存在」であるとの見解があるが、そのように考えるべきではない。^⑪ 承和一年（八四四）に「東大寺衙」へあてた阿波国牒には、「新島地・勝浦郡地」と共に、「不_レ得_レ勘_二徴圃地子_一事」として次のように記している。^⑫

一大豆津圃参町式段

右地、未_レ改_二口分_一之間、同_二右件_一、以_三来年_二可_レ勘_二地子_一。

さらに、「以前等畠地子、依_三去九月七日牒状_一、可_レ勘_二徴_二」とも説明しているように、東大寺が「畠地子」を徴収しようとしていた耕地であり、国側はそれを誤って口分田として班給してしまったので、それを改めるまで地子徴収を待つように指示した耕地でもあった。大豆津圃とは大豆処図が示す場所と同一であると判断されるから、同図の「畠」は、東大寺が地子を徴収し、本来は校班田の対象とはならない筈の耕地であったことになる。つまり、前述の弘福寺領の「畠」と同様の性格であったことを示す表現であり、事実同一の表現となっている。

国司図案の方には第2表のような小字地名的名称が記入されている。小字地名的名称はすべて「圃」の文字を伴っているが、これは陸田とほぼ同義であり、大豆処の例にみられるように土地利用としては畠であった部分を示す表現である。また、「圭」は一町未満の地片を示す表現と考えられる。^⑬ 国司図案の段階の東大寺地は、小字地名的名称で表現された「圃」と、多くの「野」で構成されていたことになる。^⑭

ところで、この東大寺地について、年不詳の坪付文書に、第2表右半部に示したような類似の小字地名的名称が記されている。国司図案の条里呼称などが追記された九世紀中ごろの文書と考えられ、そのころには北側の「大川」沿いの部分が川成となるなど、東大寺領にも相当の変化があったものと推定される。この坪付に記された場所は、第2表のように重

第2表 阿波国名方郡東大寺地の小字地名的名称

国司図案 (天平宝字2年, 通称新島莊絵図)		東大寺地 (年不詳, 阿波国新島莊坪付)	
圃	その他	条・里・坪	圃
		20条9里31	新名圃 (10.)
	圭 (3.300野)	32	
	(10.野)	33	
	(10.野)	34	
	圭 (3.野)	10里2	
	(10.野)	3	圭圃 (7.)
	(10.野)	4	圭圃 (7.160)
	圭 (6.180野)	5	
	圭 (8.野)	8	名圃 (2.)
	(10.野)	9	名圃 (4.350)
	(10.野)	10	北圃 (3.160)
	圭 (8.野)	11	
	圭 (1.100野)	13	
	(10.野)	14	野圃 (9.)
	(10.野)	15	葦依圃 (6.)
	(10.野)	16	名圃 (5.)
	圭 (7.180)	17	治圃 (5.)
	(7.野)	20	名圃 (7.)
	(10.野)	21	
	(10.野)	22	
	(10.野)	23	野圃 (2.60)
沢依圃 (10.)		26	萩圃 (7.)
楊圃 (野)		27	沢圃 (1.)
	(10.野)	28	茨圃 (5.)
	(9.30)	29	葦圃 (6.60)
	圭 (2.190)	32	
	(10.野)	33	
	(10.野)	34	葦依圃 (6.)
葦依圃 (10.)	(神社2.空地8.)	35	宅圃 (4.)
宅依圃 (10.)		36	北圭圃 (4.)
野依圃 (10.)		11里1	
川辺圃 (10.)		2	
	圭 (8.)	3	
	圭 (3.野)	4	
川辺圭 (1.)		10	
川辺圃 (5.)		11	
川依圃 (4.280)		12	
茨本南圃 (10.)		19条10里31	
茨本圃 (10.)		11里6	
茨本北圃 (3.240)		7	

復する部分が多いが、一部そうでない部分も含まれている。国司図案に記された「圃」や「野」の部分と、九世紀中ごろの坪付文書が示す場所との相違については、両資料間の記録の現地把握のずれ^⑧、ならびに川成をもたらしただような水害の被災と開発・再開発^⑨といった原因が存在した可能性がある。前者については、国司図案の「葦依圃・宅依圃・沢依圃」と九世紀中ごろの「葦依圃・宅圃・沢圃」の東西のずれ、あるいは後者の「新名圃」が前者では川の位置に相当するといっ

た状況がその根拠である。確かに国司図案と九世紀中ごろの坪付では、現地での場所の認識が東西に少しずつれていたと考えられるようである。一方、現地は「大川」近くの水災を被り易い場所であり、恐らくは明確な条里地割が施工されておらず、現地での所在確認が容易ではなかった可能性も高いとみてよい。従って、現実には二つの理由が共に作用した結果であるとみられる。

さて、九世紀中ごろの坪付には、二〇条一〇里三四～三六坪の「葦依圃・宅圃・北圭圃」について、「宝亀四年図被輪公」とし、第2表のそれ以外については「弘仁三年被輪公」としている。前者は宝亀四年（七七三）以来の輪租地、後者は弘仁三年（八二二）以来のそれであることになるから、圃を伴う小字地名的名称は、前述の山田郡田図の田を伴うそれと同様に輪租地であったことを示すことになる。とすれば、国司図案の圃を伴った小字地名的名称もまた、同様に輪租地を示しているとみてよいであろう。この事例では圃を伴う小字地名的名称が輪租地である耕地を示していることになる。圃は前述の大豆処図の場合のように、土地利用上は畠であるから、同一の土地利用であっても、輪租地の場合には「圃」、不輪租の場合は単に「畠」と記されていたことになる。しかもこの場合、国司図案では野であったところが、宝亀四年と弘仁三年に輪租地とされたのであるから、その区別が九世紀初めごろまで続いていたことにも留意しておくべきであろう。

(3) 摂津職東大寺領荘園図

天平勝宝八歳（七五六）のいわゆる摂津国島上郡水無瀬荘図（以下水無瀬荘図と略記）^②は、図名・所在地名のいずれも記されていないが、摂津職・島上郡司等の署名および描かれた山・川などから、後の水無瀬荘に相当する位置を描いていると考えられている。同図もまた条里プラン完成以前のものであり、方格線は描かれているが、条里呼称の記入は見られない。図の中央部付近には彩色された部分が描かれ、各区画ごとに「畠」の文字が記入され、総数一四区画に及ぶ。また、この畠中には四区画にわたって、倉一カ所、屋四カ所が描かれている。一方、その西と南側の山寄りの部分には、九区画に「谷田」が、二区画に「桑原田」が、一区画に「新治田」がそれぞれ面積と共に記入されている。さらに境界線の外側に

は、家・口分田・里などの記載があるが面積は伴っていない。

この段階では、これ以外に寺領の構成を知ることができないが、後の史料では同図の範圍すべてが東大寺領四至内となっており、畠が描かれていた場所にも、長久二年（一〇四二）には、田の分布が卓越していた。^②このような後世の状況に加え、天平勝宝八歳の水無瀬荘図では、境界線外の「里・家・口分田」などと区別して、「畠」及び小字地名の名称を有する田が記入されており、東大寺はこの畠及び小字地名の名称を伴う田の部分の双方を經營していたと判断してよいであろう。しかも、「畠」に面積が記入されていないことを除けば、^③記載・彩色の様子は前述の山田郡田図に酷似している。八世紀の水無瀬荘の構成に関する史料はないが、やはり「畠」は不輪租地を、小字地名の名称を伴った田は本来輪租地である部分を示している」と判断すべきであろう。寺領は、この場合もその両方で構成されていたとみてよいであろう。

(4) 山背国久世郡弘福寺領

条里呼称による土地表示の初見例でもある弘福寺田数帳^④もまた、小字地名の名称を併記している。「口利田・日佐田・川原寺田・井門田・酔田・門田・御田・家田」の八種であり、このうち「川原寺田」が二カ里の九坊分にも及び、最も広い面積を占める。^⑤

この久世郡弘福寺領は、計一〇町二三八歩であり、和銅二年（七〇九）の弘福寺田畠流記帳^⑥に記された同郡の弘福寺田面積と合致し、起源は少なくともその時点まで溯る。同流記帳には、讃岐国山田郡田二〇町も記されており、前述の山田郡田図はそれを示していると考えられる。山田郡弘福寺領二〇町一〇束代が本来輪租田であったことからすれば、久世郡川原寺田も同様であった可能性がある。とすれば、小字地名の名称の性格もまた、全く同様であったとみてよいであろう。

ところで、久世郡弘福寺田について虎尾俊哉は、「川原寺田」の部分が、「川原寺の創建後、代制度の地割の行われていた先進開拓地中の良田を選んで一括して」設定された寺領に由来すると推定している。その主要な論拠は、①川原寺田の部分^⑦が寺領中央部に存在し、しかも主要部を占めること、②田品は上田からなること、③田積が代の地積を基礎としてい

ると考えられること、などである。^②

虎尾の推定を、小字地名的名称との関連で換言すると次のようになる。「代制」の面積表記の段階すなわち七世紀段階で設定された寺田部分が「川原寺田」と称され、その後、和銅二年までに寺田に編入された部分が、前述のような小字地名的名称で表示されていた。条里プラン完成直後の天平一五年においてもこの様式が引き続き使用されていたことを示す。このような川原寺田を構成する異った表記の意味については、後に再考することにした。

なお、この田数帳の末尾には四至が記されており、その中に「(南西)薬師寺田圃、(北)圃乗田」といった表現が含まれている。圃は前述の阿波国の場合のように輪租地である陸田を示すと考えられるが、阿波国と共に陸田の班給が規定されていた山背国の事例であり、先の証明の一つの傍証となろう。^③

(5) 八世紀の東大寺領

阿波国・摂津国における前述の事例のほかにも、東大寺は膨大な量の寺領を有していた。そのほとんどが条里プラン完成以後の資料を伝えるに過ぎないが、そのほとんどすべてが土地表示に小字地名的名称を伴っている。

近江国水沼・霸流村、越前国糞置・道守・高串村、越中国須加・稗田・鳴戸・鹿田・伊加流伎(留岐)・石粟・井山・杵名蛭・丈部・大藪(兎)村など、いわゆる開田地図を伝える寺領の地図上の表現も同様である。基本的に、条里プランの坊の区画ごとに、条里呼称の番号、小字地名の名称、面積、内訳などが記入されている。しかしいずれの場合も、寺領以外の部分には「畠」の所在の記入があるものの、讃岐国弘福寺領や阿波国・摂津国東大寺領のような寺領の「畠・圃」の記載はみられない。また、すでに述べたように、個々の小字地名の名称の占める面積に著しい差がある。

④近江国水沼・霸流村では一〜二区画ごとに異なった小字地名の名称が付されているのに対し、⑤越前国糞置・道守、越中国須加・鳴戸・杵名蛭・丈部・大藪村などでは、数区画〜数十区画に及ぶ範囲の小字地名の名称が多い。さらに、⑥天平宝字三年の越中国石粟村は「野田」、天平神護二年の越前国高串村は「葦原田」、神護景雲元年の越中国井山村は「山

田」、同年伊加留岐村も「山田」、同年鹿田村は「小家田」と、それぞれの寺領全域にわたって一種類のみの小字地名的称によって表現されている。特に石粟村の場合、南北一九区画、東西一二区画に及ぶ範圍のすべてが「野田」であるから、現実には土地表示の手段として意味はほとんど果たし得ないと見られる。井山村と伊加留岐村の「山田」も同様であり、しかも両村は隣接するから、石粟村以上に土地表示手段としての意義を減ずることになる。さらに、天平宝字三年の越中国伊加流伎・大藪の二カ所は、すべてが未開であり、条里呼称と共に小字地名的称も全く記入されていない。

以上のような東大寺開田地図の状況からすれば、小字地名的称が田のすべてに付されており、逆に未開であれば全く付されていないことをまず確認し得る。しかも、広域にわたって同一の名称が記されているように、土地表示手段としてはほとんど役割を果していない。土地表示としては条里呼称法で十分であるから、その点については問題がないが、それにしても、越中国の伊加留岐村や大荊村のように、神護景雲元年(七六一)の段階に至って初めて小字地名的称が出現している例があることに留意すべきであろう。

類似の状況を、開田地図が伝わらない東大寺領でも知り得る場合がある。伊賀国阿拝郡では、前述の⑧の類型に属し、天平宝字元年(七五七)の越前国司解に記された鱒田国富荘および細只村、天平神護二年(七六六)の越前国司并東大寺田使等解案に記された鳴野荘、^④ 同年の越前国司解に記された丹生郡椿原、足羽郡糞置・栗川・道守・鳴野、坂井郡子見・串方・田宮の各村については、前述の高串村と同一地である串方村を除いて⑥の類型に属する。

さらに、条里プランの各坊に付された単一の小字地名的称の下に、口分田・乗田・寺田・百姓墾田など、各種の田が表記されていることには注意しておきたい。例えば越前国司解には、次のような例が含まれている。

(丹生郡西北十八条一野依田里)

卅三葦原田分式段^{賀茂郷戸主佐味大長戸同藏守}

同坊分捌段同佐味入麻呂奪取田

（足羽郡西南四條七桑原田西里）

八葦原田里十八山田分式段

分南老段老伯伍拾歩岡本郷戸主刑部三野麻呂口分

分中式伯伍步上家郷戸主磯部大浜口分

分伍步乘田

開田地図の場合も同様である。例えば越前国道守村開田地図では、足羽郡一条十一上味岡里に、

十二

味岡田上一町

分九段寺

分一段百姓墾

買為寺田

といった例が見られる。越中国石粟村官施入田地図では、砺波郡廿七条黒田上里に

四行五野田八段三百

歩荊波神一段七十

二歩男神二段

定五段二百廿八歩

神護景雲元年越中国鳴戸村墾田地図でも、砺波郡十二条沢谷里に

三補田一町

寺田九段

百姓治田一段

といった例が見られる。いずれの場合も小字地名的名称は条里プランの坊を単位として記載され、口分田・乗田・寺田・百姓墾田・神田など多様な田種をその内部に含んでいることになる。

(6) 額田寺伽藍並条里図

大和国平群郡九・一〇条三・四里付近を描いた額田寺伽藍並条里図(以下額田寺図と略記)は、とりわけ記載内容の豊かな地図である。

周辺が失われているために名称・年紀等の記載がないが、記入されている「法花寺庄・中臣朝臣毛人」などの荘園・人名から天平宝字年間(七五七~七六五)を余り下がない時期に作製されたと推定され、さらに天平宝字五年(七六一)の班田の直後の可能性が指摘されている。同図には、大和盆地全体を編成した平群郡の条里プランに合致した条里呼称の番号が記入されており、九条・一〇条の各四里相当部分に「第四額田里」と記入されている。従って、条里プランがすでに完成していたことになるが、大和国の神護景雲元年(七六七)の段階では、完成した後の様式とは異なった土地表示をしており、現在のところ宝亀八年(七七七)の大和国符が完成した様式を示す初見例とみられる。このような条里プランの状況からすれば、同図は神護景雲元年ないし宝亀四年(七七三)の班年の後に作製された

第3表 額田寺伽藍並条里図記載の小字地名的名称〔()内の数値は面積, 段・歩〕

条	里	小字地名的名称	寺 + 土地利用	そ の 他	
9	3	17		中臣□臣毛人家	
		19		法花寺庄	
		20		同毛人家	
		21	寺岡(2.64)	中臣朝臣毛人家	
		22	寺岡(8.)	(損減部あり)	
		23	寺岡(1.)	公田(1.21), 公野	
		24		公野	
		25	寺小手池, 寺岡(124)		
		26	寺岡(5.230)	船墓	
		28	寺岡(9.58)	同毛人家	
		29	寺岡(2.8)	(石柱寺立)	
		30		法華寺庄, 公田	
		31	寺岡(234)	日根連千虫家・巨勢朝臣古万呂家・墓	
		32	寺岡(5.200)	巨勢朝臣古麻呂地 (石柱寺立)	
		35	迫田(1,200)	寺岡(6.250), 寺田墾(30)	公田・池心(1.230)

奈良時代の土地管理と小字地名的名称（金田）

9	4	2		寺岡(5.120)	池心(4.240)	
		6		寺岡(9.60)	公田(200) (損減部あり)	
		11		寺岡(4.60)	公田(2.140), 公野(石柱寺立)	
		12			堤	
		14		寺岡(260)		
		15		寺岡(9.158), 寺田(80)	公野(72)	墓
		16		寺岡(9.260), 寺田(100)		
		17	厩田(76), 荒田	寺岡(9.244)	公地(30)	墓
		18	寺厩田(6.158)	寺岡(3.152)	公地(50)	
		20		寺岡(72)		(一部存)
10	3	21		寺岡(1.210)		(一部存)
		22		寺岡(2□8)		(一部存)
		22		額田寺楊原(2.90)	田	(損減部あり)
		23		額寺楊原(200)	田, 法花寺庄	
		24			法花寺庄	
		25			公田, 法花寺庄	
		26			公田, 法花寺	
		27		額寺楊原(5.260)		(損減部あり)
		27		額寺楊原(3.120), 額寺栗林(4.334)		(損減部あり)
		28		額寺栗林(1.234)		(損減部あり)
10	4	33		寺島(2.180), 寺栗林(60)	公田	
		34		寺田(1.144), 寺楊原(2.62)	椽林(235)	
				寺栗林(120), 寺島(2.)	公田	(損減部あり)
		35		寺田(106), 寺田(1.)		
		36		寺院(8.254)		
		36		寺田(1.100), 寺院(5.100)	公田(3.150)	
		1	垣陸田(1.28寺荒)	寺院(8.332)		
		2	竈門田(125)	寺院(9.235)		
		3	槻本田(4.20)	寺楊原(1.100), 寺島	島(1.180)	(損減部あり)
		4		寺島(7.60)	調使□	(損減部あり)
5		寺島(5.60), 寺島□		(損減部あり)		
8		寺島(7.33□)		(損減部あり)		
9		寺島(4.180), 寺島(120)		(損減部あり)		
		寺田(95)		(損減部あり)		
10	川原田(寺田3.336)	寺島(200), 寺島(2)		(損減部あり)		
11	川原田(寺田86)	寺院(9.274)				
12	垣内田(308)	寺院(9.52)				
13	寺新家田(3.220)					
14		寺田(2.288), 寺林(7.72)		墓		
15	寺小荒木田(6.300)			古堤		
16	寺小荒木田(3.180)	寺島(1.24)	中臣朝臣毛人島	(損減部あり)		
17		寺島(5.260)	中臣朝臣毛人島			
21		寺田(2.330)		(一部存)		
22	荒木田(?)			(一部存)		
23		寺田(2.)	公田□, 岡	(一部存)		
24		寺岡□	公田	(一部存)		

可能性を考慮すべきであろう。

さて、同図には豊かな絵画的ないし絵図的表現と共に第3表のような多くの記載がある。記載内容を大別すると、①小字地名的名称、②寺田・寺嶋・寺岡・寺林・寺栗林・寺楊原といった寺十土地利用の様式のもの、③寺院、④公田・法華寺庄・人名十家・人名十嶋などの①②③以外の記載、に大別される。寺には額田寺・額寺などの表現も含むこととしておきたい。また「嶋」と「椽林」が一カ所ずつある。

①の小字地名的名称はすべて田に付されているが、小字地名的名称と共に「寺」ないし「寺田」の文字がある場合となつておきたい。「寺嶋」が、やはり前述の讃岐国山田郡弘福寺領や阿波国名方郡の東大寺領の表現様式のように、「圃」とは異つて個別の小字地名的名称を伴っていない点についても留意しておくことにしたい。額田寺の起源や寺田の起源が正確には判明しないが、額田部氏にかかわる氏寺であることは確かであろうから、その起源が七世紀に溯る可能性は高い。とすれば、小字地名的名称を付されたものと、単に「寺田」と標記されたものとの二種類の田の表現法が、山背国久世郡弘福寺領のように、起源にかかわる類別を含んでいる可能性がある。ただし、前述のように作製年次が七七〇年代まで下る可能性があることからすれば、関連する様々な問題を検討すべきことになる。また、「寺嶋」のほか記された多様な土地利用についても検討が必要である。

① 金田章裕『古代日本の景観』吉川弘文館、一九九三年、九四～二三
一頁。写真も同書に掲載。

同図の釈文は、石上英一「弘福寺領山田郡田図の史料学的分析」、
高松市教育委員会『讃岐国弘福寺領の調査』一九九二年、による。

② 石上、前掲①は、この部分を「今^{東代}圃四×□□」と読んでいるが、

ここでは「今^{東代}圃田八九東代」であった可能性を指摘しておきたい。詳細な状況は石上論文に記されている。

③ ただし、この区画には、この東側に茶色のみで彩色した部分があり別の地目が記されていた可能性がある。また「圃」については、「弘福寺領讃岐国山田郡田図南地区の表現と余里プラン」近刊予定、参照。

- ④ 金田、前掲①。
- ⑤ 山田郡牒案（『図録東寺百合文書』京都府立総合資料館、一九七〇年、二一〇文書）。
- ⑥ 『大日本古文書（編年）』五、四六〇～四六一頁。
- ⑦ 金田、前掲①、九〇一頁。
- ⑧ 金田、前掲①、二五六～二五七頁。
- ⑨ 金田章裕「八・九世紀の糸里プランと荘園図」、近刊予定。
- ⑩ 『大日本古文書』家わけ十八、東大寺文書（東南院文書）二、二七〇～二七一頁の間。
- ⑪ 金田章裕「阿波国東大寺領荘園図の成立とその機能」、虎尾俊哉編『律令国家の地方支配』吉川弘文館、一九九五年。
- ⑫ 「東大寺開田図の調査（続々）」、『東京大学史料編纂所報』一六、一九八一年、九三～九六頁。
- ⑬ 丸山幸彦「古代の大河川下流域における開発と交易の進展」、『徳島大学総合科学部紀要』二（人文・芸術研究篇）、一九八九年。
- ⑭ 金田、前掲⑩。
- ⑮ 『平安遺文』一～七五。
- ⑯ 詳細な検討は、金田、前掲⑩、による。第2表のような九世紀中ごろの坪付の「圭圃」という表現も、縁辺の一町未満の面積の土地である点では同様である。
- ⑰ 「楊圃」には、面積が不明であるが、「野」の注記があり、葦依圃には「二段神社八段空地」の注記がある。特に後者については不明部分が残る。
- ⑱ 阿波国新島荘坪付、『平安遺文』九九。表題には嘉祥三年（八五〇）とある。
- ⑲ 東京大学史料編纂所、前掲⑩。
- ⑳ 金田、前掲⑩。
- ㉑ 『大日本古文書』家わけ一八、東大寺文書二、三四八頁と三四九頁の間。
- ㉒ 金田章裕「糸里と村落の歴史地理学研究」大明堂、一九八五年、四九～五一頁。
- ㉓ 撰津国水成瀬庄司藤井安吉解、『平安遺文』四六二頁。
- ㉔ 詳細は、服部昌之『律令国家の歴史地理学的研究』大明堂、一九八三年、一六二～一七二頁。
- ㉕ この点については、山田郡田図の作製者が寺三綱であり、水無瀬荘図が国郡司である点に注目する必要がある。水無瀬荘図をもとに、島の部分を詳細に描けば、まさしく山田郡田図の内容に近づく。当時の図そのものについては、別稿「八・九世紀の糸里プランと荘園図」（近刊）を参照されたい。
- ㉖ 『大日本古文書（編年）』二、三三五～三三七頁。
- ㉗ ただし、二カ所の「川原田」を「川原寺田」とみなしている。虎尾俊哉「班田収授法の研究」吉川弘文館、一九六一年、四六七～四八八頁。
- ㉘ 『大日本古文書（編年）』七、一頁。
- ㉙ 虎尾、前掲⑩。
- ㉚ 『続日本紀』天平元年十一月七日条、『延喜式』民部上、にいずれも兩國併記で、『類聚国史』田地上、天長七年四月五日条、には阿波国の規定がみられる。
- ㉛ 詳細は、金田、前掲⑩。さらに、圃が土地利用上の畠を示すことになるから、久世郡弘福寺領の現地比定に関する地形上の検討資料となる。恐らくは北と南西に自然堤防が広がっていたとみられる。
- ㉜ 『大日本古文書』家わけ十八、東大寺文書之四、図録『東大寺開田図』。以下同様。

③ 天平宝字八年越前国公驗(『大日本古文書(編年)』五、四七六〜四七七頁)が示す高串村の場合に、例えば「廿足原八段未開」といった例があるが、小稿という小字地名的名称ではない。

④ 金田、前掲②、五九・六〇頁。

⑤ 天平二〇年小治田藤麻呂解案(『大日本古文書』家わけ十八、東大寺文書二、八五〜八八頁)、天平勝宝三年伊賀国阿拝郡司解(同三、八八〜八九頁)、天平神護二年伊賀国司解案(同、九三〜一〇二頁)。

⑥ 『大日本古文書(編年)』二五、二二四〜二二八頁。

⑦ 『大日本古文書』家わけ十八、東大寺文書二、一七六〜一八五頁。

⑧ 『大日本古文書』家わけ十八、東大寺文書二、一八七〜二四四頁。

⑨ 『日本荘園絵図聚影』三、二七。

⑩ 狩野久「額田部連と飽波評」、岸俊男教授退官記念会編『日本古代政治社会史研究』上、稿書房、一九八四年、同『日本古代の国家と都城』東京大学出版会、一九九〇年。

⑪ 石上英一「日本古代における所有の問題」、岸俊男編『日本の古代』

一五、一九八八年。

⑫ 神護景雲元年二月一日太政官符『類聚三代格』卷一五。

⑬ 『大日本古文書(編年)』六、五九七頁。

⑭ 金田、前掲②、四六〜四八頁。

⑮ 虎尾、前掲③、三二二頁。

⑯ これについては寺の脱落の可能性もある。額田寺伽藍並条里図については、数多くの研究があり、また現在、国立歴史民俗博物館における共同研究も発足している。同図そのものに関する研究は改めて発表したと思うが、当面、研究史・現状等については、山口英男「額田寺伽藍並条里図」の復原をめぐって、『条里制研究』九、一九九三年を参照されたい。なお、同図記載内容に関する積文も、主として山口による。

⑰ 狩野、前掲⑩。

⑱ 伊藤寿和「大和国における奈良時代の農業的土地利用の諸相」、『日本女子大学紀要、文学部』四一、一九九二年、がある。

三 八世紀の土地管理と地種

(1) 八世紀の地種と租・地子

小字地名の名称の包括的検討を始める前に、八世紀の土地管理についてふり返っておきたい。ただし、体系的な整理はすでに行なわれているので、ここでは小稿の必要性の範囲内での確認にとどめる。

田令で規定ないし直接言及しているのは、口分田・位田・職分田・功田・公田・公田・賜田・園地・宅地・神田・寺田・駅田・官田などであり、小稿での検討対象に関わるのは、口分田・公田(乗田)・園地・宅地・神田・寺田であろう。口分田は当然田租の対象であり、乗田は賃租に出されるのであるから不輪租であるが国に対して地子を負担する。両者共に校班

田の主たる対象である。

神田・寺田については、六年一斑条に「神田寺田、不_レ在_ニ此限_ニと、六年一斑の対象外であることを明記しているに過ぎない。つまり、一斑のち改給されることのない耕地で、『集解』説によれば余っても収公することなく、欠ければ加えるとしており、神社の永代地で不輸租田であったとされている。寺田もまた神田にきわめて近く、収授の対象からはずされた耕地と考えられているが、神田と違って売ることができたし、欠けた場合は補われぬという法解釈があった。③このような性格は、平安建都に伴って京城に入った田の代替について、「又神田以_ニ便郡_ニ充、但、寺田准_ニ旧例_ニ、莫_レ充_ニ其代_ニ」④としていた点からも窺える。従来の理解では、神田・寺田のいずれもが、収授の対象からはずされた永代所有地で不輸租田であったとされている。このうち少なくとも神田は、前掲の標記例のように天平宝字三年の越中国砺波郡石粟村官施入田地図には記入されていた。従って、校田記録にも記されていたものとみるべきであろうし、寺田もそれに準じていた可能性が高い。

さて園地は、田令に「凡給_ニ園地_ニ、随_ニ地多少_ニ均給、若絶_レ戸還_レ公」⑤とされており、相続が認められていた。「凡売_ニ買宅地_ニ、皆經_ニ所部官司_ニ申牒、然後聽_レ之」とある宅地と共に売買・贈与が認められており、「園任_ニ賃租及売_ニ」と規定されている。園地は桑漆を植えるべき土地であったが、農民の自家消費の菜園でもあり得たと考えられ、麻の栽培地でもあったとみられる。土地利用上は畠と大差がなかったことになろう。⑥実質的には、「園地に対する所有は国家権力の埒外に置かれて」いたと理解されており、日本律では「凡在_レ官侵_ニ奪私園圃_ニ者」と、唐律の「私田」すなわち永業田に対応して「私園圃」としている。⑦

一方、雑令では「山川藪沢利、公私共_レ之」と規定しており、山川藪沢は本来私的所有の対象ではなかったはずである。しかし、慶雲三年（七〇六）には「王公諸臣」が「山沢」を、和銅四年（七一）には「親王已下豪強之家」が「山野」を、同六年（七二三）に「諸寺」が「田野」を広く占有する状況が生じていることを指摘し、それを禁ずる必要にせまられてい

る。^⑨ 現実には山野の占有が進んでいたとみるべきであろう。

また、「林」という概念が「山川蔽沢」とは別に存在しており、「宅や墓地の周辺に樹木を栽えた土地で」、園地とも異なると考えられている。^⑩ 慶雲三年（七〇六）の格に「氏々祖墓及百姓宅辺、栽樹為林、并周二三十許歩、不在禁限」とあるように樹を栽え、功を加え、粟を栽える、^⑪ といった人工の加わった樹林地であり、「周二三十歩」ないし「五町以下」の私有が許されていた。

このほか、今の規定にはない地種が加えられたのが「墾田」であり、養老七年（七二三）の三世一身法と、天平一五年（七四三）の墾田永年私財法によったことは周知のところであり、先に条里プランとの関連を述べたところでもある。墾田は、一位の五〇〇町から初位以下庶人の一〇町まで、身分・役職に応じて制限面積があったが、天平勝宝元年（七四九）に東大寺が四〇〇〇町の墾田枠を確保するなど、大寺は別に大規模な墾田を獲得し得た。

これらとは別に「陸田」という地目が存在したことにも留意する必要がある。陸田の制度的初見は、靈龜元年（七一五）であり、男夫一人に「麦禾二段」を兼ね植えるよう指示したものである。さらに養老三年（七一九）には、「給天下民戸、陸田一町以上廿町以下、輪地子一段粟三升也」とし、^⑫ いずれも、麦・禾・粟などの畑作物の栽培地であることも知られる。これは義倉の運用にかかわると考えられており、「部分的には百姓の保有する園地が利用されたであろうが、そこからはみ出した部分は国家から班給された未墾地であった」と推定されている。^⑬ いずれにしても、この規定では不輪租・輪地子となり、「畠地子」の実質的な発生とみてよい。^⑭

しかし、陸田が口分田の一部として班給された場合の規定は不明である。天平元年（七二九）に、「阿波国山背国陸田者、不問高下、皆悉還公、即給当土百姓」、^⑮ 天長七年（八三〇）に「阿波国水田一十町二段、混雜陸田、班民口分田」、^⑯ さらに『延喜式』にも「山城阿波两国班田者、陸田水田相交授之」、^⑰ とあるように、とりわけ阿波・山背两国では「陸田」の班給が一般的であったとみられる。このような陸田には、やはり租が設定されたとみるべきであろう。

すでに周知のように、このような制度の上では、「畠」という規定が存在しないことにも改めて留意しておきたい。以上の状況をふまえて、いま一度、前述の事例の各種の土地を見直してみたい。

(2) 地種と小字地名的名称

先に検討した事例では、田は基本的に小字地名的名称を伴った形で表示されている。ただし山田郡田図の場合には、「畠成田・今畠墾田・今墾田」などが、「畠敷」に算入されたり、特定年次の租が免除される形となっていた。これらは、前述のように個別的固有名詞的表現ではないとみなすべきである。山田郡田図における「今墾」、石粟村官施入田地図の例のような「神田」、多くの東大寺領にみられる口分田・乗田・墾田・寺田などの場合も、坊の区画ごとにまず小字地名的名称が付された田として全体が表示され、その内訳としてこれらの地種が記載されている。

ところが、久世郡弘福寺領と額田寺図に記された田には、やや異なった様式のものがある。前者にみられる「川原寺田」と、後者にみられる「寺田」である。「川原寺田」は「川原寺」の部分に固有名詞的表現とすれば、まさしく小字地名的名称であり、土地表示機能からすればその通りであろう。しかし前述のように、この部分は他の小字地名の名称の部分とは異なった由来を有し、極めて古くからの寺田であった可能性が高い。一方、額田寺図の「寺田」の方は、別に坊の区画の田全体についての小字地名があるとすれば、東大寺領に頻出する内訳を記した形と同一である。しかしながら第3表に示したように、「寺田十面積」のみの記入の区画には、基本的に小字地名の名称が記されていない。従ってこの「寺田十面積」の一〇例^②は、久世郡弘福寺領の「川原寺田」と同様の表現法であり、額田寺田とすべきところの省略とみられる可能性と、東大寺領の表記例に多い内訳部分の様式のみを記し、全体部分を省略した形である可能性のいずれかであるとみなされる。後者の場合、一方で小字地名の名称を記した記入例がある事実との関連の説明が難かしいことからすれば、前者の可能性が高いことになる。ただしこの推定の場合、額田寺図が他の八世紀の荘園図と同様に、相当厳密な基準で作製されたものであることが前提となろう。

以上のように、久世郡弘福寺領の「川原寺田」を、それ以外の小字地名的名称の部分と異なった由来の寺田であるとし、また額田寺図の「寺田」もそれに準ずる可能性を推定するとすれば、さらに次のような推測が可能となる。久世郡弘福寺領も、山田郡田図が示す弘福寺領もいずれもすでに、三世一身法以前の和銅二年（七〇九）に成立していた。しかし、久世郡弘福寺領の方は、さらに古くからの寺田と相対的に新しい時期に成立した寺田から構成されており、前者は「川原寺田」と表記され、後者は小字地名的名称によって表記されていた。一方の山田郡弘福寺領の寺田はすべて小字地名的名称によって標記されており、本来輪租田であった。従って、山田郡弘福寺領と久世郡弘福寺領の小字地名的名称を伴った田の部分とは、同一の性格の土地として管理されていたと見るべきことになろう。とすれば両者共に本来輪租田であったことになる。ところが「川原寺田」の方は、それより古い起源を有し、田令六年一斑条に規定されているようにほぼ私有の状況が確立していた寺田であった可能性が高いことになる。また、通例の寺田の理解からすれば不輪租であった可能性が高いことになる。

額田寺図の「寺田」は、同図の作製が前述のように八世紀後半に下ることからすれば若干の問題が残るが、この「川原寺田」に準じた性格の土地であった可能性がある。とすれば、同図中の小字地名的名称を伴った田が本来輪租田であり、「寺田」が額田寺の古くからの寺田で、不輪租であったことを示している可能性がある。なお、同図には「公田」という表現がみられるが、これは文字通り公田であって寺領以外であるから、小字地名的名称も記入しなかったと考えられる。

このような状況からすれば、小字地名的名称を伴った田が本来輪租田・輪地子田であり、同時に校班田の対象であったことになる。一方で不輪租の寺田として早くから確立していた田は、単に「——寺田」と表記されていたことになる。つまり小字地名的名称は、行政的な土地管理上の重要な実質的意味を有していたことになる。

小字地名的名称の中には、越前国高串村の「葦原田」、越中国石翠村の「野田」、同井山村および伊加留岐村の「山田」、同鹿田村の「小家田」など、それぞれの寺田のすべて、ないし隣接する二つの荘園の寺田のすべてについて同一である場

合があった。このような小字地名の名称は、土地表示の手段としてはほとんど役割を果たし得ないが、前述のように土地管理システムの上での特定の土地を示すという意味を有しているとすれば、極めて合理的に理解し得る状況であることになる。少なくとも、この小字地名の名称は、輸租(地子)地に付されたものであり、校田の対象である。

以上の推定は、他の地種との差異を考慮すると一層明確に支持される。まず、山田郡田図に記入された「畠」が不輸租地であり、小字地名の名称を有していないことを想起したい。ところが、これらが誤って収公され、班給された場合には、新たに小字地名の名称が付されたようであり、それを寺田に再編入した際にかかわる天平宝字七年の校出田注文には小字地名の名称を伴った田として表記されている。つまり、不輸租で本来校田対象外の畠には小字地名の名称が付されておらず、土地利用上は畠であっても、収公され、班給対象となった際には小字地名の名称が付されたとみられる。

「畠」が令の規定の中には存在しない用語であり、制度的には園地として扱われた部分と判断されることはすでに確認した。しかし山田郡弘福寺領の場合、ここに桑漆を栽培して調以下の負担に応じたり、自家菜園を必要とする班田農民は存在しない。恐らく賃租に応じ、「直米」を負担した周辺の「人夫」と記された農民は、別にそれぞれの園地・宅地を有していた筈である。弘福寺領の畠は、寺が開墾し、園地に準じた扱いで不輸租の耕地として経営した部分であったとみてよい。^②山田郡田図に描かれた「今畠墾田・畠成田・今墾田」などの耕地は、由来は異なるにしろ「畠教」に算入されているのであり、制度上は畠と同様にみなされている。固有的な小字地名の名称を伴っていないことも同様であることが、ここでは確認を要する点である。

類似の状況は、阿波国・撰津国の東大寺領においても確認することができる。前述のように阿波国大豆処図および撰津職水無瀬荘図の「畠」は、本来いずれも不輸租の耕地を示していると判断され、制度上の園地に相当すると考えられる。しかも阿波国の国司図案や同じ場所の東大寺地の史料では、輸租地である部分で、土地利用上は畠である部分を、小字地名の名称を伴った「圃」として表現していた。この場合もまた、不輸租の園地に準じた「畠」には小字地名の名称がなく、

輸租地の部分には、土地利用上は畠であっても小字地名的名称が付されている。つまり、小字地名的名称はやはり、輸租地・輸地子地ないし校田対象地を示しているとするべきことになる。

畠は額田寺図にも記されているが、第3表に示したように一例のみが「畠」、他のすべてが「寺畠」と記入されており、やはり前述の類例と同様の表現であると判断される。

額田寺図には、同表に示したように林・原・岡の記入が多い。林には「(額)寺栗林」と「寺林」・「椽林」があり、原は「(額田)寺楊原」、岡は、一例の「岡」を除いてすべて「寺岡」と表現されている。林は前述のように人工の加わった樹林地であり、私有が許されていたから、額田寺の私有林であったとみてよい。山や岡については、本来私有の対象ではなかったが、前述のように八世紀初めにはすでにその占有の状況が出現していたことが知られる。額田寺図の主要な作製目的の一つが、「寺岡」の表現にあったことは恐らく間違いない。その範囲を示す線が描かれ、「石柱(寺)立」と注記された一種の標示石が同図残存部の三カ所に描かれていることが、その目的を明確に示している。第3表に示した「寺岡」の記入は、このような「寺岡」縁辺部における他の地種との接合部分を明示したものであり、中央部には記入されていない。

創建が古い寺院のこのような山野占有の状況は、ほかにも若干の具体例を知ることができる。例えば、天平一九年(七四七)の法隆寺伽藍縁起并流記資財帳^④によれば、法隆寺は「蘭地」四カ所、計三一町二段と、「山林岳島」等二六カ所を有していた。後者は例えば「平群郡屋部郷一地 東限鳥方岳板嶺 北限渋谷、至於保伊知比石庭、西限西庭、至大谷須塚墓、南限寺領」、「添下郡菅原郷深川栗林一地、東限道、南限百姓家習宜池、西北限百姓田」、といったように四至で表現するか、地名のみを記す形で表記している。ここに例示した平群郡の部分は、四至の南が寺領に接していることが示すように、寺辺の園地等と近接した部分であると思われる^⑤。全体として額田寺図が描くような伽藍付近の多様な寺領の一部である可能性が高い。ちなみに、法隆寺もまた、額田寺や弘福寺と共に起源が七世紀に溯る寺院である。

原についても、林や岡と類似の状況を想定して大過ないであろう。額田寺図の場合、原はすべて「楊原」と表現されて

いる。これらがすべて伽藍東南一帯の川沿いの低地であったと思われる部分に相当することからすれば、楊が単に植生を示すのか、栗林のように有用樹としての土地利用を示す、すなわち林であるのか、について速断はできない。しかし、雑令の規定にある「山川藪沢」に含まれる部分ないし、林の一種であることには相違ない。天平神護二年の越前国高串村東大寺大修多羅供分田地図などの場合に「葦原」という標記例があることからすれば、後者に含めるべきであろう。ここでは、これらの岡・林・原もまた小字地名的名称を有していない点に注目しておきたい。つまり、校田対象の輪租・輪地子の土地ではないことになろう。

- ① 弥永貞三「律令制的土地所有」、『岩波講座日本歴史』古代3、岩波書店、一九六二年。
- ② 弥永、前掲①。
- ③ 弥永、前掲①、『令集解』六年一班条。
- ④ 『類聚国史』卷一五九、口分田、延暦二年七月辛卯条。
- ⑤ 弥永、前掲①。
- ⑥ 宮本、前掲①。
- ⑦ 弥永、前掲①は、「園地（島）」と表現し、ほぼ同義として扱っている。
- ⑧ 弥永、前掲①。
- ⑨ 『統日本紀』慶雲三年三月一四日条、和銅四年二月六日条、同六年一〇月八日条。
- ⑩ 弥永、前掲①。
- ⑪ 『統日本紀』慶雲三年三月一四日条。
- ⑫ 『類聚三代格』卷一六、延暦一七年二月八日官符。
- ⑬ 『類聚三代格』卷一六、大同元年八月二五日官符。
- ⑭ 『統日本紀』天平勝宝元年七月一三日条。
- ⑮ 『統日本紀』靈龜元年十月七日条。
- ⑯ 『統日本紀』養老三三年九月二日条。
- ⑰ 亀田隆之「陸田制の一考察」、『ヒストリア』五一、一九七二年。
- ⑱ 弥永貞三「日本古代社会経済史研究」岩波書店、一九八〇年、一四六～一五〇頁。
- ⑲ 泉谷康夫「奈良平安時代の畠制度」、『史林』四五、一九六二年。
- ⑳ 『統日本紀』天平元年一月七日。
- ㉑ 『類聚国史』田地上、天長七年四月五日。
- ㉒ 『延喜式』民部上。
- ㉓ 一〇条四里一〇坊相当部分には「寺田十面積」の後に「川原田者」と付記され、一一坊相当部分には「川原田寺田十面積」の順に記載されている。これらを「寺小荒木田」など、寺および小字地名の名称の両者を伴った場合と同一の類型に含むとすれば、単に「寺田十面積」の表現例は、一〇例、九区画となる。
- ㉔ 石粟村図には、前述のように神田が標記されている。これらは各区画に付された小字地名の名称を伴う田の内訳の形をとっている。従って、基本的に輪租地であったか、不輪租ではあっても、直接的な神社管理の下にあったのではなく、記載面積の租の分を神社に納める状況

であったことを示す可能性がある。いずれにしても、最低限校田の対象であることは相違ない。

⑳ 弥永、前掲⑬、二六〇～二六五頁では、山田郡弘福寺領の畠の利害関係について言及している。ただし、島畑の理解が誤っていることについては、金田章裕『糸里と村落の歴史地理学研究』大明堂、一九八五年、三三六～三三八頁（補注）、参照。

㉑ 『大日本古文書（編年）』二、五七九～六二二頁。

㉒ 「屋部郷」は恐らく夜摩郷であり、寺辺一帯を示すものであろう。

宝亀二年（七八〇）の西大寺資財流記帳（『寧楽遺文』中、三九五～四三〇頁）では、「田園山野園漆拾参卷」として、「寺院一巻白純二副

長五尺京職所造」を含む地図を書き上げている。この寺院図は伝わらないが、寺辺を含むとすれば、額田寺図に類似した構成の地図となる。

㉓ 時期は下るが、貞観三年（八七二）の太政官符（『類聚三代格』卷一六、貞観三年閏八月二十八日）に定められた「葬送・放牧地」は、平安京西南隅京城外の「河原」であり、桂川・天神川等の氾濫を受け易い部分であったと考えられる。植生の主要部分に楊が含まれていた可能性が高い。（金田章裕『微地形と中世村落』吉川弘文館、一九九三年、四三～六二頁参照）。

四 土地管理システムと小字地名的名称

(1) 土地所有と小字地名的名称

以上の検討に際して、田ないし圃の語に個別的・固有名的な名称が付されたそれぞれを小字地名的名称として取り扱ってきた。これによって表記されるのは、口分田・乗田・寺田・神田・墾田などであり、土地利用の面からみれば田・畠の両者を含んでいた。一方、小字地名的名称を有していないのは、畠・林・原・岡^①などであり、山田郡田図の例しか知り得ないが、「畠成田・今畠墾田・今墾田」などの場合もこれらと同様に小字地名的名称ではないことになる。事実、これらの表現を記した山田郡田図自体が、「畠」として扱っていたことは前述の通りである。

小字地名的名称を付された土地は、基本的に輪租・輪地子ないし、少なくとも校田の対象であった。ただし、このように要約すると若干の問題が残る。つまり、神田は不輪租とされ、寺田もこれに準じた状況であったとする一般的な理解と矛盾をきたすことになるからである。しかし、山田郡田図に標記された小字地名的名称を伴った田が、すでに和銅二年（七

○九)には成立していた寺田でありながら、明らかに基本的に輪租田であったこと^②からすれば、寺田の内容も一率ではなかったことが知られる。この点について最も興味深いのが久世郡弘福寺領であり、やはり和銅二年にはすでに成立していた。前述のように同寺領のうち「川原寺田」の部分が起源の古い寺田であると考えられるから、この名称を小字地名的名称を伴わない表現例とみなすことができる。とすれば、この部分是不輪租田であったと推定することができる。他の小字地名的名称を伴った田が輪租田であったと推定されることは山田郡田図の場合と同様である。額田寺図の寺田についても、これに準じて理解することが可能であることは前述の通りである。

とすれば、和銅二年の段階ですでに、寺田には少なくとも二種類があり、一方は不輪租であり、他方は後における墾田と同様に輪租田であったことになる。前者の方が起源が古いとすれば、不輪租の寺田の設定は、和銅二年段階より古い時期には一般的であったとしても、以後の場合には限らずしもそうではなかったとみられる可能性がある。

このような寺田の構成について、小稿で検討を進める準備はないが、従来の古代における土地所有の研究動向に対する石上英一の整理・批判^③を想起しておきたい。「法体系あるいは土地政策体系としての班田収授制を分析しても、土地所有の二次的形態としての班田収授制の基盤に一次的形態としての『首长制の生産関係』の土地所有が存在することを推定することができるだけで、その一次的形態の内実を直接に究明することは困難である」としている点である。石上の提唱のように、法体系あるいは土地政策体系のみならず、個々の具体的事例の抱括的検討が不可欠であることは再言の要がないが、小字地名の名称がその分析手段の一つになり得る可能性の指摘を付加することができるであろう。小稿の事例分析から引き出し得る推定は、①私有地としての性格が強く、不輪輪租・不輪地子である土地に対しては、土地利用上の田・畠・林などといった種別と関係なく、単に所有主体や土地利用・植生が明示されるにとどまっている。②未開の野や原・岡などについても、私有であるとかいにかかわらず、やはり小字地名の名称を有していない。③小字地名の名称を有している土地は、土地利用上は田ないし畠で、行政的には田・圃の語が用いられ、いずれの場合も輪租・輪地子など国家の直接的土

地管理下にあり、律令の下では校田の対象となった土地であった。また、④小字地名的名称とは、八世紀ごろにおいて田ないし圃に付された、個別的・固有的な名称であると再定義することが可能となる。

山田郡弘福寺領を構成しているのは③の田と①の「畠」であり、大豆処は①の畠と②に準じた川成部分、国司図案が示す東大寺地は③の圃と②の野・原、および川成など、水無瀬荘図は①の畠と③の田であることになる。先の推定が成立するとすれば、久世郡弘福寺領には①の田と③の田が含まれ、額田寺図は①の田・畠・林、②の原・岡、③の田など極めて多様な内容を描いていることになる。これに対して、前述の伊賀・近江・越前・越中の東大寺領は、いずれも③の田と、②の野・原などから成っていることになり、経営内容が大きく異っている。このような差異の背景には、領主の所在地ないし畿内からの距離および交通条件・開発状況・自然環境など、多様な条件がかかわっていると考えられるが、寺領の成立時期および土地管理システムの変遷との関連も検討を必要とする点であろう。

(2) 小字地名的名称の機能とその変遷

再び条里プラン完成以前の状況に戻りたい。田令の規定が条里プランの完成以前であり、校班田のシステムの完成もやはり同様であったことは再言の必要がないであろう。条里プラン完成以前においても、面積一町の方格を規準とする土地管理が行なわれていたことも再確認しておきたい。ただし、その起源が大宝令にまで溯るであろうことは容易に推定し得るとしても、それ以前については不明としておきたい。従って、まず八世紀前半ごろを想定することにした。

本来私的所有の対象ではないにもかかわらず、「王公諸臣・親王已下豪強之家・諸寺」が占有した山野や、園地・宅地などは、律令国家の直接的な管理の下にはなく、国家の土地管理システムとしては所在の記録・表示を行なう必要性がなかったものと考えられる。これに対して、校田・班田の対象となり租・地子を輸すべき耕地は逐一記録し、管理すべき対象であった。この記録・管理の際に導入されたのが小字地名的名称であった可能性が高い。一方、古くからの寺田として、また不輸租の耕地として確立していた部分は、単に「——寺田」として、一括して面積・四至を記せば十分であり、小字

地名的名称を別途付加する必要はないとみてよい。

このように考えると、小字地名的名称は、本来土地表示のため、あるいは土地の記録・管理の必要上設定されたものであったであろうが、同時にその対象となる土地の性格を示すことにもなったとみてよい。つまり、律令国家の直接管理の下におかれた輪租・輪地子地であることを示し、園宅地あるいは、それと同様に私有地としての性格の強い古くからの寺田などではないことを明示する二次的機能をも併せ有したものと推定される。

このような状況を八世紀前半の段階で直接知ることは難しいが、時期は下がるものの次の例が参考となる。一〇世紀中ごろになって特異な条坊プランが設定されたと考えられる大宰府において、寛弘三年(一〇〇六)に観世音寺が「寺家四至内、本自無注_ニ其坪田、随則年来無_レ入_ニ徴使_ニと主張し、長元八年(一〇三五)にも、「尋_ニ水便_一、寺役雑人等彫作、既及_ニ数十年_一也、而兵馬所雑人等、恣互_ニ条里_一可_レ領_ニ兵馬所_一由申」云々と述べている点である。この場合、寺領には本来「条里(坊)」による表示が存在しなかったことを主張しているものであり、条坊プランを用いない土地表示の段階があったか、寺領のみがそれから除外されていたかの二つの可能性がある。いずれにしても、この場合の条坊プランを小字地名的名称と置き換えて考えれば、八世紀前半ごろの不輪租の寺田の状況に近い。不輪租の「畠」であっても、一旦収公されれば、それに小字地名の名称が付されたことは、すでに山田郡弘福寺領について指摘したところである。

八世紀前半ごろにおいては従って、小字地名の名称は土地表示システムの一環としての機能と、その必要のある土地、すなわち国家の直接管理下にある土地を示すという機能の両者を併せ有していたことになる。ところが、条里呼称法が完成し、土地表示の機能をそれに譲った後においても、小字地名の名称は依然として使用され続けた。その際に想定される中心的機能は、むしろ本来二次的な機能であった後者に移ることになる。小字地名の名称は、墾田を含む輪租地・輪地子地など国家の直接管理・把握の対象となる土地の表現法としての機能を有し続けたと考えるべきであろう。

従って、前述の東大寺領越中国大藪(荊)・伊加流伎(留岐)のように、すでに条里プランが完成した後でありながら、未

開の段階では一切標記されなかった小字地名的名称が、開拓と共に新たに設定された場合や、そのうちの伊加留岐をはじめ同国石粟・井山・鹿田などが、寺領全体について単一の小字地名的名称しか有していない場合も存在すると見てよいであろう。土地表示の機能は果たし得ないし、その必要性がないとしても、地種を示す指標としての役割は保持していたと見るべきであろう。北陸の東大寺領の場合、複数の小字地名的名称が存在する場合であっても、その範囲が極めて広域に及ぶ例が多いのも、その設定の時期が相対的に新しく、条里プランの完成以後であることと関わる可能性が高い。

さらに、異なった年次の開田地図が残されている事例に注目しておきたい。前述の越中国の二カ所を除けば越前国糞置村、越中国須加村・鳴戸村の例である。天平宝字三年(七五九)と神護景雲元年(七六七)の年次の地図が残る須加村と鳴戸村の場合、両者の小字地名的名称が相対的に継続性があるのに対し、天平宝字三年と天平神護二年(七六六)の地図にみられる糞置村の小字地名的名称は全く異なっている。この二つのパターンの背景には、前者は天平宝字三年にすでに相当開拓が進行していたが、後者の場合に大幅に開拓が進行したという状況が存在することを指摘した^⑩。しかし、実はもう一つ重要な事実が存在したことを付け加える必要がある。それは、天平宝字三年に糞置村の寺領を確定し、正式の地図まで作製しておきながら、その大半が翌年の校田の際に公田の目録に入れられ、収公・班給されたという事実である^⑪。つまり、天平宝字三年の寺田が、そのまま寺田としては認められず、別の形で校田記録に編入されたことになる。別の田として記録される以上、同一の小字地名的名称のまままで記録される可能性よりも、別の小字地名的名称を付される可能性の方が高いとみるべきであろう。

この点は、山田郡弘福寺領の場合とも共通のプロセスを反映している可能性がある。前述のように、誤って収公・班給され、弘福寺領に再編入されたとみられる田は、多くが本来「畠」であり、小字地名的名称を有していない部分であったところだが、再編入された際には、新たな小字地名的名称を有しており、それは第3表のように山田郡田図に記入されたものとは異なっている。その理由は明確ではないが、新たに検出した田には新たな小字地名的名称を付したとみるのが、一

つの可能性である。^⑧

いずれにしても、八世紀後半の段階において小字地名的名称は使用され続け、新設される場合もあった。前述のように阿波国東大寺領の場合、その機能は九世紀に入っても明確に意識されていたとみられる。しかし、条里プラン完成以後の小字地名的名称の機能は、本来のそれに比べると、付随的・二次的なそのみが、恐らくは行政的手続き、ないし書式上の慣例を背景として存続したものであり、遅かれ早かれ使用されなくなる性格のものともなされよう。また、この性格の故に地名としてはすでに指摘したように未成熟であった。

とはいえ、小字地名的名称は、一時的にしろ実質的な行政上の機能を有していたことは事実とみななければならぬ。そのあり方や存続の状況についてはしかし、さらに個別の事例についての多面的分析が必要であろう。^⑨ 小稿の推論は、その第一歩に過ぎない。

① 岡の場合、東大寺開田地図にも見られるように、地種の表現として標記される場合と越前国葦置村図の「保々岡・郷原岡」などの如く明らかに固有名詞の地名として使用されている場合がある。ここで対象としているのは前者であり、山などの場合も同様である。

② 山田郡田図の南・北二地区のそれぞれの集計部分には、租稲を書き上げた上で「不感」と注記している。「寧楽遺文」(中、七四〇頁)などのように「不感」の意であるとすれば、単に書き上げているのみならず、現実にも租を納めているとみられることになる。

③ 石上英一「日本古代における所有の問題」、岸俊男編『日本の古代15 古代国家と日本』中央公論社、一九八八年。

④ 距離・交通などの立地条件および開発の段階についてはすでに若干の検討を加えた(金田章裕「条里と村落の歴史地理学研究」、大明堂、一九八五年、四四五～四六〇頁)。これらの東大寺領に、他の事例に

多い①の畠が含まれない点については後に検討を加えるが、近江国水沼村・越前国守村などの開田地図には周囲に「畠」の所在が記されているから、存在し得なかった訳でないことは明らかである。

⑤ 校班田と条里プランについては、金田章裕「古代日本の景観」吉川弘文館、一九九三年、一～一四、二五二～二六四頁、参照。

⑥ 金田、前掲④、五六～五九頁、前掲⑥。

⑦ 金田章裕「条里地割はいつできたか」、吉村武彦・吉岡真之編『新視点・日本の歴史』新人物往来社、一九九二年。

⑧ 金田、前掲⑥、一八五～二二四頁。

⑨ 寛弘三年観世音寺牒案、『太宰府・太宰府天満宮史料』四、三八〇頁。

⑩ 長元八年観世音寺牒案、『太宰府・太宰府天満宮史料』五、九二頁。

⑪ 金田、前掲④、五九～六四頁。

⑪ 金田、前掲⑤、一三二～一五一頁。

⑫ 讃岐国の場合、天平宝字六年(七六二)ごろに条里プランが完成しているとみられる(金田、前掲⑤、九～一頁)。従って、この可能性のほかにも、天平七年(七三五)の山田郡田図に標記された小字地名とは別の形で、その折に再編された可能性がある(金田、前掲⑤、一〇三～一〇四頁)。

⑬ 山田郡田図に関する調査は、高松市教育委員会編『讃岐国弘福寺領の調査』一九九二年として刊行され、その後も継続している。また、国立歴史民俗博物館の共同研究として、額田寺図をめぐる研究もスタートしている。筆者は、そのいずれにも参画しているが、その成果に待つべき部分が多く残されている。

〈付記〉 小稿の内容は、国立歴史民俗博物館における研究会で報告した。研究会の折の御教示を、不十分ながら反映していることを記しておきたい。

(京都大学文学部教授

The State Control of Land and the Place Designation System in the Nara Period

by

KINDA Akihiro

In the first half of the eighth century, the place-name-like designation of small pieces of land was the principal way of indicating the location of those pieces of land. This designation was similar in function to the small place name, but was more primitive and less stable than a place name. By the middle of the eighth century the *jōri* plan, which was a systematic and comprehensive place indication system, was completed and functioned to indicate the location of lands for administration. In spite of this new development, the place-name-like designation was still used side by side with the *jōri* indication system at least until the end of the eighth century.

In this paper, the author examines all maps and most manorial documents, drawn or written in the eighth century. As a result, another important function of the place-name-like designation has been discovered: most pieces of arable land had such designations and these lands were taxed. On the other hand, privately owned dry fields, artificial forests, and pre-existing temple paddies did not carry such designations; these lands were tax-free. Thus we can see that place-name-like designations were, for the most part, used for lands which had to bear land tax. Differing patterns of land use (e.g. paddy cultivation, dry field, forest) were not the principal factor in determining whether a piece of land was subject to land tax. Accordingly, under the state control system, the place-name-like designation was an indication that a land was taxed. This was reason why the designation was still used after the *jōri* plan had been completed.